

経済産業省

20221115 貿局第1号
輸入注意事項2022第12号
経済産業省貿易経済協力局

「当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモンテリオール議定書附属書に掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について」（平成11年7月21日付け輸入注意事項11第37号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和4年11月21日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモンテリオール議定書附属書に掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について」等の一部改正について

「当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモンテリオール議定書附属書に掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について」（平成11年7月21日付け輸入注意事項11第37号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和4年11月28日から施行する。

「当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について（輸入注意事項11第37号（H11.7.21））

改 正 案	現 行
<p>1 提出書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類<u>のいずれかの写し</u> 1通 (削除)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>モントリオール議定書附属書 A 及び附属書 B に掲げる物質並びに附属書 C のグループ II に属する物質については当該物質の船積地域が確認できる書類 1 通</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>その他</u></p> <p>(1) <u>当該物質の輸入に関する確認は、規制年度（注）（1月から12月まで）ごとに行います。</u></p> <p>(2) <u>確認の申請は、上記1にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等（以下「電子申請」という。）により行うこととします。ただし、電子情報処理組織を使用することが困難であると上記2に定める提出先部署が認める場合は、この限りではありません。</u></p> <p>(3) <u>電子申請以外の方法による申請の場合は、いかなる場合も規制年度の1</u></p>	<p>1 提出書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類<u>原本及び写し</u> 1通</p> <p><u>なお、原本は、照合のうえ返却します。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 附属書 A 及び附属書 B に掲げる物質並びに附属書 C のグループ II に属する物質については当該物質の船積地域が確認<u>出来る</u>書類 1 通</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

月4日以降の交付となります。

(注) 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)第4条第1項に定める規制年度をいう。

[別紙様式第1]

当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモン
トリアル議定書附属書に掲げる物質の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣殿

※確認番号 _____
※確認年月日 _____
※有効となる日 _____

申請者

(中略)

I、II (略)

(中略)

(裏面)

(中略)

(注) 当該申請に係る貨物は、有効となる日が属する年の12月31日までに
輸入されるものとする。

[別紙様式第1]

当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモン
トリアル議定書附属書に掲げる物質の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣殿

※確認番号 _____
※確認年月日 _____
(新設)

申請者

(中略)

I、II (略)

(中略)

(裏面)

(中略)

(注) 当該申請に係る貨物は、確認された年の12月31日までに輸入される
ものとする。

「試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質の輸入の確認について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質の輸入の確認について（輸入注意事項7第70号（H7. 11. 24））

改 正 案	現 行
<p>1 提出書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類<u>のいずれかの</u>写し 1通</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 当該物質の船積地域が確認<u>できる</u>書類 1通</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 その他</u></p> <p><u>(1) 当該物質の輸入に関する確認は、規制年度（注）（1月から12月ま</u> <u>で）ごとに行います。</u></p> <p><u>(2) 確認の申請は、上記1にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行う</u> <u>特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け輸出注意事項12</u> <u>第15号・輸入注意事項12第8号）に定めるところにより、電子情報処</u> <u>理組織を使用して行う特定手続等（以下「電子申請」という。）により行</u> <u>うこととします。ただし、電子情報処理組織を使用することが困難である</u> <u>と上記2に定める提出先部署が認める場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>(3) 電子申請以外の方法による申請の場合は、いかなる場合も規制年度の1</u> <u>月4日以降の交付となります。</u></p> <p><u>（注）特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法</u> <u>律第53号）第4条第1項に定める規制年度をいう。</u></p>	<p>1 提出書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類<u>原本及び</u>写し 1通</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 当該物質の船積地域が確認<u>出来る</u>書類 1通</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

〔別紙様式第1〕

試験研究又は分析に用いられるモンテリオール議定書附属書に掲げる
物質の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣殿

※確認番号

※確認年月日

※有効となる日

申請者

(中略)

I、II (略)

(中略)

(裏面)

(中略)

(注) 当該申請に係る貨物は、有効となる日が属する年の12月31日までに
輸入されるものとする。

(削除)

〔別紙様式第1〕

試験研究又は分析に用いられるモンテリオール議定書附属書に掲げる
物質の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣殿

※確認番号

※確認年月日

(新設)

申請者

(中略)

I、II (略)

(中略)

(裏面)

(中略)

(注) 当該申請に係る貨物は、確認された年の12月31日までに輸入される
ものとする。

※のある欄については記入しないこと。

「貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられる臭化メチル（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入に関する確認について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられる臭化メチル（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入に関する確認について（輸入注意事項7第8号（H7. 2. 15））

改 正 案	現 行
<p>1 提出書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類<u>のいずれかの</u>写し 1通 (削除)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 その他</u></p> <p><u>(1) 当該物質の輸入に関する確認は、規制年度（注）（1月から12月まで）ごとに行います。</u></p> <p><u>(2) 確認の申請は、上記1にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等（以下「電子申請」という。）により行うこととします。ただし、電子情報処理組織を使用することが困難であると上記2に定める提出先部署が認める場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>(3) 電子申請以外の方法による申請の場合は、いかなる場合も規制年度の1月4日以降の交付となります。</u></p>	<p>1 提出書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類<u>原本及び</u>写し 1通</p> <p><u>なお、原本は、照合のうえ返却します。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

(注) 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (昭和63年法律第53号) 第4条第1項に定める規制年度をいう。

[別紙様式]

貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書 E に掲げる物質の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣殿

※確認番号 _____
※確認年月日 _____
※有効となる日 _____

申請者

(中略)

I、II (略)

(中略)

(裏面)

(中略)

(注) 当該申請に係る貨物は、有効となる日が属する年の12月31日までに輸入されるものとする。

[別紙様式]

貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書 E に掲げる物質の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣殿

※確認番号 _____
※確認年月日 _____
(新設)

申請者

(中略)

I、II (略)

(中略)

(裏面)

(中略)

(新設)